厚木市告示第399号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、厚木市都市インフラ整備部道路総務課において令和８年11月２日から同年11月17日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月２日

厚木市長　山　口　貴　裕

整理番号、路線名及び種類	変更区間	敷地の延長（m）		敷地の幅員（m）	
B-285 山際小平３号線 一般市道	山際字小平 4番1先から 山際字小平 38番1先まで	変更前	39.8	変更前	3.12 ～3.13
		変更後	42.5	変更後	5.01 ～5.02